

## 令和6年9月愛荘町議会定例会会議録

令和6年9月26日（木）午前9時00分開議

### 議事日程（第4号）

- 日程第 1 議案第47号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第54号 令和5年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 3 議案第55号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 4 議案第56号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 5 議案第57号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第58号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 7 議案第59号 令和5年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

~~~~~

- 追加日程第1 同意第11号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第2 議案第60号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第61号 愛荘町少年センター設置条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議案第62号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第5 議案第63号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）
- 追加日程第6 議案第64号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

- 追加日程第1 議提第12号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について  
 追加日程第2 議提第13号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について  
 追加日程第3 議提第14号 広報常任委員会閉会中の継続調査について  
 追加日程第4 議提第15号 議員派遣について

**出席議員（13名）**

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 久保田 正利君 | 2番 小菅 久宣君  |
| 4番 澤田 源宏君  | 5番 村西 作雄君  |
| 6番 村田 定君   | 7番 上田 太治君  |
| 8番 高橋 正夫君  | 9番 外川 善正君  |
| 10番 河村 善一君 | 11番 瀧 すみ江君 |
| 12番 竹中 秀夫君 | 13番 辰己 保君  |
| 14番 森野 隆君  |            |

**欠席議員（1名）**

- 3番 中川 喜代和君

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

|                                              |       |                          |        |
|----------------------------------------------|-------|--------------------------|--------|
| 町 長                                          | 有村国知君 | 副 町 長                    | 杉本甚治郎君 |
| 教 育 長                                        | 徳田 寿君 | 教 育 次 長                  | 陌間秀介君  |
| 企画政策監兼みらい創生課長事務取扱<br>兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱 | 西川傳和君 | 兼教育振興課長事務取扱<br>総務政策監     | 生駒秀嘉君  |
| 福祉政策監兼健康推進課長事務取扱<br>兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱     | 木村美紀君 | 兼会計管理者<br>産業政策監          | 北川三津夫君 |
| 経 営 戦 略 課 長                                  | 田中孝幸君 | 兼商工観光課長事務取扱<br>行革・DX推進室長 | 久保川瑞穂君 |
| くらし安全環境課長                                    | 山本拓也君 | 兼公共施設最適配置推進室長            |        |
| 子ども支援課長                                      | 増居志穂君 | 福 祉 課 長                  | 小林充周君  |
| 税 務 課 長                                      | 藤澤雅史君 | 住 民 課 長                  | 楠 真二君  |
| 建設・下水道課長                                     | 羽田順行君 | 農 林 振 興 課 長              | 阪本 崇君  |
| 生涯学習課長<br>兼国スポ・障スポ開催推進室長                     | 水谷徹也君 | 給食センター所長                 | 中村誠司君  |

**事務局職員出席者**

議 会 事 務 局 長      森      ま ゆ み                      書                      記      伊   谷   一   真

開議 午前9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（森野 隆君） 皆さん、おはようございます。着座にて失礼いたします。

本日、中川議員から欠席届が出ておりますので申し伝えておきます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（森野 隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第1、議案第47号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例は、教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、竹中委員長。

〔教育民生常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

○教育民生常任委員長（竹中秀夫君） 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

令和6年9月26日、愛荘町議会議長、森野 隆様。愛荘町教育民生常任委員会委員長、竹中秀夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果。議案第47号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を原案可決。

2、審査経過。9月13日に教育民生常任委員7名が慎重に審査しました。

質疑の主なものは、愛知中学校竣工後、すぐに開放しなかった理由について。個別施設計画との関連性についてなど、審査が行われました。討論はありませんでした。

採決の結果、全員賛成で議案第47号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（森野 隆君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第47号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 起立全員であります。よって、議案第47号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（森野 隆君）** 日程第2、議案第54号 令和5年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、予算・決算特別委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。予算・決算特別委員会の審査報告を求めます。予算・決算特別委員会、高橋委員長。

〔予算・決算特別委員会委員長 高橋正夫君登壇〕

**○予算・決算特別委員会委員長（高橋正夫君）** 予算・決算特別委員会委員長報告を行います。

令和6年9月26日、愛荘町議会議長、森野 隆様。愛荘町予算・決算特別委員会委員長、高橋正夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第54号 令和5年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては認定することに決定。

2、審査経過。9月18日に総務部門と産業部門、9月19日に民生部門と教育部門より説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました。

総務部門の主な内容は、支払い未処理の確認方法について。庁舎等リニューアル工事について。経常収支比率の動向について。役場駐車場看板の道路占用料について。コミュニティづくり推進事業補助金について。

産業建設部門は、森林環境譲与税基金の使途について。ふるさと納税について。地籍調査について。

民生部門は、三方よしの健康延伸プロジェクトについて。放課後児童健全育成事業について。民間認定こども園等入所事業について。

教育部門は、豊国運動公園フェンス工事について。キャリア教育事業について。プールの開設と点検について。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で、議案第54号、令和5年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（森野 隆君）** 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。反対討論を行います。

議案第54号 令和5年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、認定しない立場から討論を行います。

本決算中、町民の健康、暮らし、安全を守る事業に対しては賛成します。

令和5年度決算中に記載されている庁舎等リニューアル事業については、議員や町民の納得が得られていなかったという経緯があります。令和5年9月議会では、追加工事の旧愛知川警部交番官舎変更契約議案と、それに関わっての一般会計補正予算が提案されました。土地開発基金をめぐる土地の一般会計への買戻しでは、基本的な処理がされておらず、県条例違反の周知看板設置や税金が適正に使われない工事内容などを各議員から問題提起され、2議案は否決となり、これを受け、行政は10月に臨時議会を開き、内容を変更して可決されたという経過があります。

9月17日から役場は愛知川庁舎だけになり、秦荘庁舎は支所となりましたが、行

政サービスが後退することはないのか検証していく必要があります、それが確認された場合は改善の措置を取ることが必要になります。また、決算年度にかかわらず、行政の失態で町民に迷惑をかけている事案が連続しています。チェック体制を強化するための人員体制、勤務体制について、今後、根本的に見直していくことが必要と考えます。

令和5年度からごみカレンダーの形式が変わり、1枚物になりました。町民に配布後、特に高齢者から字が小さくて見えにくいという苦情が寄せられ、令和6年度に少し改善はされましたが、使いやすいごみカレンダーを目指して、今後においても町民アンケートや改善を考えていただくことを要望します。

税の徴収については、差押え件数が令和4年の決算と比べて倍以上の数になっています。町民の生活に影響がないのかどうか懸念します。

令和5年度も相変わらず部落解放・人権政策確立要求郡実行委員会負担金75万6,000円や3自治会だけに出ているコミュニティづくり推進事業助成金50万円の同和行政関係の拠出があります。人権尊重のまちづくりと言われるなら、行政から同和特別扱いをやめるべきです。現在の到達点を踏まえ、3地域総合センターの地域自治会への譲渡を進めていくことを提案します。

最後に、政府はマイナンバーカードの利活用、またマイナ保険証のひもづけを無理やり促進するために、国民や役場、医療機関に強権的な施策を押しつけようとしています。今年12月2日からの健康保険証廃止に対して、多くの団体や国民から反対の声が沸き起こっています。マイナ保険証についての正しい情報提供が不足し、国民の不安が増大しています。既にマイナ保険証には多くのデメリットが明らかになっているのに、方針を変えない政府の姿勢を批判して反対討論といたします。

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありますか。4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** 議案第54号 令和5年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

令和5年度は第2次愛荘町総合計画に基づき、限られた経営資源の有効活用と成果の向上を重視した事業に取り組むため、総合計画における重点戦略プロジェクトの3つの柱、「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」を軸に、コロナ禍を契機とした社会の転換期において施策を推進されました。

1つ目は、次代を担う「ひとづくり」の促進として、健康づくりの推進や子供、子育て環境の充実などの人づくりに寄与する取組。

2つ目は、誰もが活躍できる「しごとづくり」の推進として、町西部地域の土地改良事業への着手やふるさと納税事業の推進、地域おこし協力隊の誘致などの仕事づくりに寄与する取組。

3つ目は、未来を先取る活力あるまちづくりの実現として、防犯事業の拡充、行政サービスの効率化を目的とした庁舎等公共施設の最適配置及び行政事務のデジタル化への着手などのまちづくりに寄与する取組について、重点的に推進されました。

これらの施策は、本町の持続的発展につながるものであり、的確に施行されていることを確認できました。今後も歴史的な物価高騰の影響などにより、非常に厳しい財政状況が当面続くことが見込まれています。このような状況であるからこそ、職員の皆さんが一丸となって行財政改革に取り組んでいただき、さらなる健全な財政運営と住民の満足度の向上に努めていただきたいと思います。

以上、本決算の認定について賛成するものでございます。議員各位におかれましても、御賛同をお願いしまして賛成討論を終わります。

**○議長（森野 隆君）** ほかに討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。本案に対する予算・決算特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 起立多数です。よって、議案第54号 令和5年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

---

### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（森野 隆君）** 日程第3、議案第55号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、村西委員長。

〔総務産業建設常任委員長 村西作雄君登壇〕

**○総務産業建設常任委員長（村西作雄君）** 総務産業建設常任委員会委員長報告を行

います。

令和6年9月26日、愛荘町議会議長、森野 隆様。総務産業建設常任委員会委員長、村西作雄。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第55号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを認定することに決定。

2、審査経過。9月12日に総務産業建設常任委員7名の出席がありました。

質疑の主なものは、事業完遂までの計画や進捗についてなど、審査が行われました。なお、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で議案第55号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを認定することに決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（森野 隆君）** 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 全員起立であります。よって、議案第55号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

## ◎議案第56号～議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第4、議案第56号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第5、議案第57号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第6、議案第58号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、竹中委員長。

〔教育民生常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

○教育民生常任委員長（竹中秀夫君） 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

令和6年9月26日、愛荘町議会議長、森野 隆様。愛荘町教育民生常任委員会委員長、竹中秀夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果。議案第56号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定。議案第57号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、認定することに決定。議案第58号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、認定することに決定。

2、審査経過。9月13日に教育民生常任委員7名が慎重に審査いたしました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、一般会計からの繰入金について。基金繰入金について。国民健康保険税の水準についてなど、審査が行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第56号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なものは、保険料滞納者の生活実態について。人間ドック等の助成制度についてなど、審査が行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第57号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

最後に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、介護保険料の100円増について。認定審査会の状況について。介護給付費の状況についてなど、審査が行われました。討論は反対討論1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第58号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（森野 隆君）** 以上で委員長報告を終わります。

初めに、議案第56号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。議案第56号 令和5年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対して不承認を表明します。

私は、国民健康保険事業特別会計への他会計繰入金のうち、ルール外がゼロ円について、質疑を行いました。ルール外は、ルール分に一括記載しているという答弁でした。であるならば、滋賀県が財政運営の責任主体として、責任ある財政支援を行うべきと訴えるとともに、令和5年度の決算書そのものの正当な審査に影響したことをまず述べておきます。

次に、国民健康保険税の県統一化を令和9年度に進めています。県統一国保税のために、本町の国保税は大幅に上がると原課は説明しています。大幅な国保税引上げは避けられないということです。本町の国保税は1人当たり9万5,000円前後の負担です。県統一化で本町の加入者負担が大幅に引き上げられることの不道理を述べます。

本町は今日まで、本町に見合った健康維持のための行政努力と加入者の献身性で国保税を低く抑えることができました。医療費は、都市部と農村部では条件に差異があり、愛荘町での努力がこうした保険税の引上げでほごにされてしまうということになります。よって、国保税の引上げは許されないし、その差額は県行政が責任を負うべきと考えます。

もう1つは、我が町の基金は、加入者の納税と健康保持による歳出の抑制により、単年度黒字を続けてきた結果です。基金は、加入者への均等割の廃止など負担軽減に

使途すべきと考えます。なぜなら、県下市町の基金保有額など、特別会計運営での条件が同じでないからです。

加えて、国策によって国保加入者は減ります。国の施策で国保加入者の負担が増えるのも道理はなく、国が財源措置を行うべきです。払いたくても払えない国保税になれば、国策と相まって協会けんぽなどへ移行していきます。結局、負の連鎖は止めることはできません。国民皆保険の最後のとりでとしての国保事業は、国と県とが責任を負うことを強く求めます。

最後に、会計決算書の不正確な記載のため、5年間の推移を計り知ることはできません。ですから、基金から6,000万円の拠出根拠を見いだすことができないと申し添えて反対討論といたします。

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 起立多数です。よって、議案第56号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

次に、議案第57号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。議案第57号 令和5年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について不承認を表明します。

年金生活者は、高齢者になるほど厳しい生活を余儀なくされています。後期高齢者

の医療費の窓口負担は原則1割ですが、2022年10月に一定所得があれば2割の窓口負担が導入され、現役並みの所得の場合は3割負担です。自民党総裁選真ただ中の今年9月13日、高齢者施策の中長期指針、高齢社会対策大綱を閣議決定しました。この大綱には、65歳以上を一律に高齢者と捉えるのは現実的でないとして、後期高齢者医療事業への年齢枠を引き下げる、こうした議論も中に入っているわけです。まさに、こうした流れは高齢者に働き続けることを促しています。ですから、ハローワークに行っても希望どおりの職種が見つからないなど、困窮を強いられているのが実態です。

金融庁の報告書は、公的年金だけでは30年間で2,000万円も不足するとのデータを公表しています。12年間で年金は実質7.8%削減され、その結果、年金収入では生活費を賄えないために、働き続けなければならないのです。年金生活者は介護保険料の値上げや物価高騰と加えて、少子化対策支援金が加算されるなど、暮らしを直撃し、受診抑制を強いられています。厚生労働省の調査で、2割負担導入の影響で受診控えが起きていることが明らかになっています。それなのに、高齢者の声が届かなくなった後期高齢者事業運営を厳しく批判し、その見直し、善処策を求めます。

最後に、9月13日、政府は75歳以上の後期高齢者の医療費窓口3割負担の対象拡大を検討する方針を閣議決定しました。後期高齢者の命を脅かし、老後をゆっくり楽しみたいとの思い、楽しむ自由、生きる自由を奪う冷たい政治を厳しく指摘して、不承認の討論といたします。

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 起立多数です。よって、議案第57号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定するこ

とに決定しました。

次に、議案第58号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。議案第58号 令和5年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算を不認定と表明します。

第9期介護保険事業計画を作成するに当たり、令和3年度から令和5年度の実績を基に、令和8年度までの社会要因の変化などを勘案して介護保険料を算定され、第9期介護保険料を100円引き上げました。単年度で考えますと648万円の増です。第8期の令和3年度から令和5年度の決算を口誦します。

令和3年度は3,535万円の単年度黒字で、準備基金には964万円を積み立てました。令和4年度は6,370万円の単年度黒字で、準備基金は934万円の積み増しです。令和5年度では6,584万円の単年度黒字で、準備基金は1,313万円です。どの年度を通して、第9期介護保険料の単年度648万円を引き上げる算出根拠を見いだすことはできませんでした。

施設入所者が増えればとの不安要素を介護保険料引上げの根拠の一因にされますが、数年の介護給付費データを丁寧にみてみても、やはりその根拠を見いだすことができませんでした。今後の協議会において丁寧に分析協議されることを望みます。後期高齢者医療事業でも訴えましたが、介護保険料の支払いなどが、高齢者の生活を脅かしています。そのため、受けたいサービスを抑制しなければならないのが実態です。行政は、介護保険料を抑制するために健康もりもり教室などに取り組まれています。

されど、誰もが通る道、介護、医療のお世話になります。ですから介護保険料に声を上げにくいのです。地方自治体の福祉事業活動を厳しくしているのは、国の社会保障制度の切捨てにあります。町民の皆さんが安心して暮らせる制度にする責任は当然国にあります。制度の充実に国は責任を果たすことを訴えて、反対討論といたします。

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これですべての討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会委員長の報告は、認定するとするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第58号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

---

### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第7、議案第59号 令和5年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、村西委員長。

〔総務産業建設常任委員長 村西作雄君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（村西作雄君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和6年9月26日、愛荘町議会議長、森野 隆様。総務産業建設常任委員会委員長、村西作雄。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第59号 令和5年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてを認定することに決定。

2、審査経過。9月12日に総務産業建設常任委員7名の出席がありました。

質疑の主なものは、下水道使用料の滞納の状況と対応について。下水道計画区域について。下水道管の更新についてなどです。また、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で議案第59号 令和5年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてを認定することに決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（森野 隆君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第59号 令和5年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

---

○議長（森野 隆君） お諮りします。ただいま同意1件、議案5件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、同意1件、議案5件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎同意第11号の上程、説明、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第1、同意第11号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（有村国知君） 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。懲戒審査委員会は、地方自治法施行規則第16条の規定に

基づきまして、委員3人をもって組織し、その委員については職員のうちから1人及び学識経験者を有する者の中から2人をもって構成することとなっており、議会の同意を得て命ずることとなっております。

このたび、現在の委員である職員より辞任の申出がありましたので、新たな委員の選任につき議会の同意をお願いするものでございます。

議案書1ページでございます。

同意第11号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、職員代表といたしまして、氏名、陌間秀介。住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

任期につきましては、現委員の残任期間となり、令和8年3月31日までとなります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（森野 隆君）** 本案は愛荘町議会申合せ事項第3条、人事案件に基づき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより同意第11号を採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 全員起立であります。よって、同意第11号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

---

### ◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第2、議案第60号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君）** 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第60号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、議案説明資料の1ページをお願いいたします。

改正の理由でございます。令和5年に公布された番号法等の一部改正法の施行により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、関係根拠法令が改正されるため、所要の改正を行うものでございます。

条例の趣旨でございます。3ページをお開きください。

所帯主が国民健康保険法により被保険者証の返還の求めに応じない場合、10万以下の過料を科す規定となっておりますが、マイナ保険証への移行により、令和6年12月2日以降、現行の健康保険者証の新規発行が廃止されることにより、被保険者証返還の旨を削除するものでございます。

施行期日は令和6年12月2日から施行するものです。

2ページは新旧対照表となっております。

以上、愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（森野 隆君）** これより質疑に入ります。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。3点ほどお聞きします。

改正後の説明の中で届出をせず、または虚偽の届出をした場合というふうに書かれているわけですが、どのようなケースが想定できるのか説明をお願いします。

そして次に、マイナ保険証の有効期限についてお尋ねをいたします。

3つ目は、短期被保険者証、資格証明書の廃止に伴って、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を交付するとしています。この交付証は、住民課窓口まで取りに来るのか。どのような書類、通知書になるのかの説明を求めます。

**○議長（森野 隆君）** 住民課長。

**○住民課長（楠 真二君）** お答えさせていただきます。

1つ目の届出をせず、または虚偽の届けとした場合となっております。こちらのほうは、届出をせずにつきましても、社会保険などに加入されているにもかかわらず、国民健康保険の喪失届をせずに国民健康保険を使用し続けることが想定をされます。また、虚偽の届出をした場合につきましても、社会保険の離脱、もしくは社会保険加入になどにより国民健康保険の取得、喪失手続をする際に、社会保険の資格証明、退

職証明書を持参せずに、故意に誤った日付を申告するなど、あと退職届を改ざんするなどが想定をされるものでございます。また、9条の1項に書いている部分につきましては、被保険者の資格の取得及び喪失に係る事項を市町村のほうに届出をしなければならないと書いているのが、この1項となっています。9項につきましては、この中に返還をしなければならないというふうにならわっているものが、その法が変わるということで、今回改正するものです。

2つ目のマイナ保険証の有効期限につきましては、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限と同じとなります。

3つ目の短期証、資格書の廃止に伴って特別療養費の給付に変更する旨の事前通知につきましては、こちらは国のほうから示されたばかりで、詳細はまだ分からない部分がございます。想定されるものは、恐らく窓口ではなく郵送での発送かなというふうになる見込みでございます。また、運用の詳細につきましては、国がお示しをされましたら別途されるということで、今確認はしているところでございます。

以上です。

**○議長（森野 隆君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。

まず1つは、マイナンバーカードの有効期限ということで、10年とかなっていたりするんですが、まずはその有効期限、そこに入り込んでいるマイナ保険証。結局は、もし期限が切れたときに保険証がどうなり得るかということです、その手続き。そういう事例は当然ないと、今のところないとは思いますが、国からどういうふうな通達が来ているのかということです。

もう1つは、短期被保険者証、3つ目に聞いた短期と資格の問題で、万が一1年以上という説明書きがしています、税の滞納が起こったときに。マイナ保険証を取得している人は、どういう対応をしていくのか、これも国の指導がどうなっているのかというところを聞きたいと思います。

**○議長（森野 隆君）** 住民課長。

**○住民課長（楠 真二君）** ありがとうございます。期限切れの関係ですけれども、国の通知等によりますと、期限が切れた場合ですけれども、3か月間はマイナ保険証として引き続き利用が可能というふうに仕組みをつくっていくことを確認しています。

3か月が経過したタイミングで資格確認書を発行するという事となっています。また、継続利用の意向がないなどの理由によりまして、資格確認書の交付が必要な場合は、交付申請をしていただいて交付をするということで、国のほうの通知等には書かれているということで確認をしているところです。あと、1年を経過した場合というの、滞納がということだと思んですけど、こちらのほうは国保の広報の、これも国の情報によるんですけども、この制度化をするということで、各市町村に対応する規定を設けるということだけは確認をしているところで、それ以上につきましては、担当課のほう、住民課では確認ができてない部分がございます。

以上です。

**○議長（森野 隆君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。反対討論を行います。

議案第60号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例に対し反対を表明します。令和5年に公布された番号法と一部改正法の施行により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴う内容です。

マイナ保険証については様々な問題点が指摘されており、今議会の私の一般質問の中でも明らかになっています。マイナ保険証の8月の利用率は12.4%で、マイナ保険証の登録をされた方の大部分がマイナ保険証を利用していません。利用者の伸び悩みや健康保険証と別人のマイナンバーが誤ってひもづけされたなど、相次ぐトラブルが原因とされています。

また、マイナ保険証には更新忘れや資格情報の更新までの間のタイムラグやシステム障害などの場合は、保険料を払っていても無保険扱いになってしまいます。このようなことは国民皆保険であってはならないことであり、12月2日からの被保険者証廃止は断じて許されるものではありません。にもかかわらず、多くの団体や国民からの反対を押し切って、12月2日からの被保険者証の廃止を強権で実施しようとしている政府の方針を批判して、反対討論といたします。

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありませんか。

1 番、久保田正利君。

**○1 番（久保田正利君）** 1 番、久保田正利。

私は、議案第 6 0 号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例に賛成する立場から討論を行います。

本条例は、令和 5 年に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）により、令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法第 1 2 7 条第 1 項から被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削られることとなったため、国民健康保険法に基づく罰則規定を定めている同条例第 1 2 条の一部を改正するものです。

この改正により、マイナ保険証への移行により、令和 6 年 1 2 月 2 日以降、現行の健康保険証が新規発行廃止となることから、被保険者証の返還の旨を削除するものです。

以上の理由によって、本条例を一部改正することについては妥当なものであり、賛成するものです。

議員各位におかれましても、御理解いただき、賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（森野 隆君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** これで討論を終わります。

これより議案第 6 0 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 起立多数です。よって、議案第 6 0 号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第 3、議案第 6 1 号 愛荘町少年センター設置条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

**○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君）** それでは、議案第 6 1 号 愛荘

町少年センター設置条例の一部改正について御説明申し上げます。お手元、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第61号 愛荘町少年センター設置条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を提出し、議決をお願いするものでございます。

説明につきましては、説明資料にてさせていただきたいと思います。説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、改正理由でございますが、庁舎統合により令和6年9月17日から愛荘町少年センター事務所を本庁舎2階に移転したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正する要旨でございますが、第3条中「滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825番地」を「滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地」に改めるものでございます。

7ページは新旧対照表となっております。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（森野 隆君）** これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 全員起立であります。よって、議案第61号 愛荘町少年センター設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（森野 隆君）** ここで暫時休憩いたします。再開を10時25分といたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時25分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（森野 隆君） 追加日程第4、議案第62号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） それでは、議案第62号 契約の締結につき議決を求めることについて御説明申し上げます。

お手元の議案書の4ページをお願いいたします。

議案第62号 契約の締結につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出し、契約の議決をお願いするものでございます。

契約の締結につき議決を求めることについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的につきましては、令和6年度愛荘町給食センター厨房機器更新工事。

契約の方法につきましては、公募型プロポーザル方式。

契約金額につきましては、5億3,350万円。

契約の相手方につきましては、住所、京都府京都市伏見区竹田田中宮町15番地。

氏名、株式会社中西製作所、所長、葛山智之でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番、高橋正夫君。

○8番（高橋正夫君） 8番、高橋です。

この契約ですが、4年間、長期にわたっております。昨日の全員協議会でも、物価が高騰したときにどうかというような話も出ておりましたけども、物価高騰、非常に最近目立っているんなものが値上がっております。こういったときに、物価高騰等についてどのように対処するのかということをお聞きしておきます。よろしくお願

ます。

○議長（森野 隆君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） お答えします。

契約約款の第25条の2、賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更という定めがございますので、このルールに基づき進めさせていただくものとしておりまして、この約款に別途追記するなどということの対応はしておりません。変更対応につきましては、受注者の自助努力で対応できない範疇なのか、そのほかの特別な要因があるのかどうかなどにつきまして、双方協議して定めるというふうに行っているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第62号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第5、議案第63号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書のほうをお願いいたします。補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第63号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,946万7,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億6,688万3,000円とするものでございます。

2項でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、まず2ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正、歳入の部からでございます。上段から、14款国庫支出金1項国庫負担金32万円の追加。2項国庫補助金、補正予算額といたしまして4,081万6,000円の追加。

下段でございます。15款県支出金1項県負担金、補正予算が16万円の追加。

18款繰入金2項基金繰入金8万6,000円の追加。

下段、20項諸収入5項雑入398万5,000円の追加。

その下段、21款町債1項町債、補正額が1,410万円の追加。

歳入合計といたしまして5,946万7,000円の追加となっております。

次、3ページの歳出でございます。

上段からでございます。2款総務費1項総務管理費ゼロとなっております。これは財源補正となっております。増減ございません。2項徴税费、補正予算額が7,724万7,000円の追加。下段、3項民生費1項社会福祉費といたしまして3,588万5,000円の減となっております。2項児童福祉費56万1,000円の追加。

下段、4款衛生費1項保健衛生費70万4,000円の追加。

6款農林水産業費1項農業費398万5,000円の追加。

9款消防費1項消防費85万5,000円の追加。

10款教育費5項社会教育費1,200万円の追加。

歳入と同額でございますけれども、歳出合計といたしまして、補正前額の予算が1

16億741万6,000円に対しまして、補正予算額といたしまして5,946万7,000円、補正後の予算額といたしまして116億6,688万3,000円となるものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為の補正となっておりまして、1、追加でございます。事項といたしまして、県単独道路改良地元負担事業といたしまして、期間が令和6年度から7年度までの2年間、限度額が1,030万2,000円となっております。

これにつきましては、県事業であります県道神郷彦根線の整備に伴います不飲川放水路の事業に伴います町道整備負担分、町道拡幅でございますけれども、それに伴います町負担金でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正でございます。1、変更。起債の目的でございますけれども、3つございます。まず、1つ目。一般補助施設整備等事業債で、補正前額、限度額が1,020万円。補正後が1,230万となっております。

次に、一般事業債2億6,120万円が前ということで、後が2億6,240万。

続きまして、公共施設等適正管理推進事業債（教育）ということで、補正前が1,490万で、補正後が2,570万となっております。

合計が補正前額といたしまして、限度額が9億4,513万2,000円ということで、補正後が9億5,923万2,000円となっております。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

あと13ページ、14ページについては、給与費明細書となっておりますのでよろしく願いいたします。

説明としては以上とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

**○議長（森野 隆君）** これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第63号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第6、議案第64号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 補正予算書の15ページをお開きください。

議案第64号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,609万2,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

以上の議案を提出いたします。

それでは、16ページ、第1表 歳入歳出予算補正について御説明させていただきます。

歳入の部でございます。5款繰越金1項繰越金400万2,000円を追加。

歳入合計、補正前予算額2億5,209万円、補正予算額400万2,000円、補正後予算額2億5,609万2,000円です。

次のページ、17ページになります。

歳出の部でございます。2款広域連合納付金1項広域連合交付金400万2,000円の追加。

歳出合計、補正前予算額 2 億 5,209 万円、補正予算額 400 万 2,000 円、補正後予算額 2 億 5,609 万 2,000 円です。

以上、後期高齢者医療事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（森野 隆君）** これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 討論なしと認めます。

これより議案第 64 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 全員起立であります。よって、議案第 64 号 令和 6 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（森野 隆君）** お諮りします。ただいま議提 4 件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、議提 4 件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎議提第 12 号～議提第 14 号の上程、説明、決定

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第 1、議提第 12 号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから、追加日程第 3、議提第 14 号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまで一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申出があります。閉会

中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、議提第12号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第13号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第14号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付することに決定しました。

---

### ◎議提第15号の上程、説明、採決

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第4、議提第15号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 異議なしと認めます。よって、議提第15号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

**○議長（森野 隆君）** これで本日の日程は全て終了しましたので、議会を閉じます。

---

### ◎町長挨拶

**○議長（森野 隆君）** 町長、閉会挨拶。町長。

**○町長（有村国知君）** 令和6年9月愛荘町議会定例会の閉会にあたり、御挨拶申し上げます。

9月議会も誠にありがとうございました。まず、土地に係る固定資産税の課税誤りと、令和元年度改修工事監理業務委託料の未払いという不適切な事務事案を町行政において起こしておりますこと、誠に申し訳ございません。町民の皆様、また委託業者様に御迷惑をおかけしておりますことを心よりおわび申し上げます。多くの職員は、もちろん日々の業務に真摯に当たっておりますが、いま一度、各員、プロフェッショナルとしての姿勢を確認し、適切な事務手続の徹底に努めてまいりたく存じます。申し訳ございませんでした。

さて、今議会で提案させていただきました人事案件2件、報告案件1件、条例案件4件、契約議決案件1件、損害賠償案件1件、補正予算案件6件、愛荘町一般会計等歳入歳出決算認定案件6件の計21件ですが、御審議の上、御議決を頂き、誠にありがとうございました。

特に、12日にお認めを頂きました議案第50号の一般会計補正予算では、けんこうプールのシャワー施設に関する熱源設備である一部のチラーを速やかに更新させていただくこととしております。また今後、同熱源設備のより高額な更新費をひいては町民の皆様へ課すことになるのを避けつつ、夏季のプール利用というサービスを維持するため、けんこうプールのプールゾーンにつきましては夏季期間のみとし、事務スペースやスタジオ等は引き続き年間を通じて御利用いただける運用といたします。本件に関しても、議会の皆様と議論を重ねさせていただきながら対応してまいりましたが、引き続き幅広い年代層の方々にラポール秦荘けんこうプールを利用していただけるよう、事務スペースやスタジオ等の事業充実を図ってまいります。

次に、9月17日から愛知川庁舎を本庁舎、秦荘庁舎を支所とし、秦荘庁舎にあった教育委員会事務局や産業建設部門の各課を愛知川庁舎に集約し、2階に教育委員会事務局、1階に産業建設部門を配置し、それぞれに業務を行っております。また、秦荘支所については、今回の庁舎集約により、来庁された町民の皆様が戸惑われることのないよう、今年4月から4名から7名に増員して、住民の皆様へ丁寧な案内ができるよう努めているところです。今後も引き続き、秦荘庁舎の1階と2階の工事を計画しております。工事期間中は御来庁いただく住民の皆様方に御不便をおかけすることになりますが、安全を第一に工事を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

今後とも議員の皆様をはじめ、住民の皆様には、町の発展に向けて一層のお力添えをお願いいたしますとともに、皆様の御健康と御多幸、そしてますますの御活躍を心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（森野 隆君）** この後11時より議員のみの全員協議会を第4会議室で開催いたします。御出席をお願いいたします。それでは、これをもって令和6年9月愛荘町議会定例会を閉じます。大変御苦勞さまでした。

閉会 午前10時48分

上記会議の次第は事務局長 森 まゆみの記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 1 3 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 1 番